

青森県林業・木材産業改善資金の基本的事項

【基金の名称】

青森県林業・木材産業改善資金

【基金の造成額】（令和 8 年 3 月 31 日現在）

貸付勘定	23,833,916 円
業務勘定	26,964,877 円
合 計	50,798,793 円

【国費相当額】（令和 8 年 3 月 31 日現在）

15,888,625 円

【貸付残高】（令和 8 年 3 月 31 日現在）

20,333,916 円

【基金事業の概要】

林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的として、林業従事者・木材産業者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、県がこれらの事業に必要な資金を無利子で貸し付けるもの。

【基金事業の申請方法】

令和 7 年度に廃止したため、現在受付しておりません。

【基金事業の申請期限】

令和 7 年度に廃止したため、現在受付しておりません。